

別表（第2条関係）

対象施設等の決定基準

項目	基準の内容
<p>1 集団活動に従事する者の数</p>	<p>集団活動に従事する者の数が、次の各号のいずれにも該当すること。ただし、1対象施設等当たり2人を下回ってはならない。</p> <p>(1) 満3歳以上満4歳未満の幼児 15人につき1人以上</p> <p>(2) 満4歳以上の幼児 25人につき1人以上</p>
<p>2 集団活動に従事する者の資格</p>	<p>集団活動に従事する者の3分の1（集団活動に従事する者が2人の施設等にあつては、1人）以上が次の各号のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者</p> <p>(2) 保育士の資格を有する者</p> <p>(3) 看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者</p> <p>(4) 特定の研修（都道府県知事等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の4第1項の児童相談所設置市においては、それぞれの長をいう。以下この号において同じ。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）をいう。）を修了した者（1日の利用幼児の数が5人以下の施設等に従事する者に限る。）</p>

<p>3 設備（有する場合）</p>	<p>対象施設等の設備が、次の各号のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 集団活動を行う部屋（以下「集団活動室」という。）のほか、調理室（給食を提供する場合に限る。自らの施設等内で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備。）及び便所（手洗設備を含む。）があること。</p> <p>(2) 集団活動室の面積は、幼児一人当たり1.65平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 必要な遊具、用具等を備えること。</p>
<p>4 非常災害に対する措置</p>	<p>1 対象施設等に建物がある場合 次の各号のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 対象施設等の建物に消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。</p> <p>(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。</p> <p>(3) 対象施設等の建物について、集団活動室を2階に置く場合には耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）とし、3階以上に置く場合には耐火建築物とすること。ただし、第1号の設備及び前号の訓練の状況を勘案して市長が認める場合は、集団活動室を2階に設ける場合の基準を適用しないこととすることができる。</p> <p>2 対象施設等に建物がない場合 活動の実態に応じて、一時的に退避が可能なスペースの確保を図る等の必要な対策をとること。</p>
<p>5 集団活動</p>	<p>集団活動内容が、次の各号のいずれにも該当すること。</p>

内容	<p>(1) 幼児1人1人の心身の発育及び発達の状況を把握し、活動内容を工夫すること。</p> <p>(2) 各対象施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。</p>
6 給食（提供する場合）	<p>幼児の年齢、発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とし、あらかじめ作成した献立に従って調理すること。</p>
7 健康管理及び安全確保	<p>幼児の健康観察等を通じて、日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な健康管理及び安全確保を行うこと。</p>
8 利用者への情報提供	<p>活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明又は情報提供を行うこと。</p>
9 備える帳簿等	<p>職員及び利用幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておくこと。</p>
10 会計処理	<p>次の各号のいずれにも該当する会計処理が行われていること。</p> <p>(1) 財務及び経営の状況について、正確に表示すること。</p> <p>(2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。</p> <p>(3) 財務及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。</p> <p>(4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。</p>